

競漕規則・細則 新旧対照表（2020年7月改正）

朱書き・下線を付した個所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>第3条（適用範囲）</p> <p>1 公益社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催または主管の国内大会は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 当協会に加盟する各都道府県のボート協会（以下「加盟協会」という。）が主催または主管する大会も、本規則に準じて行われることを原則とし、その適用緩和や適用除外などを行う場合には、大会要項に明記する等し、事前に大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>第3条（適用範囲）細則</p> <p>1 <u>当協会主催または主管の</u>大会に参加する競技者は、本規則および定められた大会諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 大会諸規則とは、大会要項、コース規格規定、航行規則、競技者規定、<u>その他</u>大会期間中に行われる代表者会議等の承認事項、その他大会において適用される各種規定をいう。</p>	<p>第3条（適用範囲）</p> <p>1 公益社団法人日本ボート協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催<u>（共催）</u>または主管の国内大会<u>（以下「大会」という。）</u>は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、<u>大会主催者は</u>緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 当協会に加盟する各都道府県のボート協会（以下「加盟協会」という。）が主催または主管する大会も、本規則に準じて行われることを原則とし、その適用緩和や適用除外などを行う場合には、<u>大会主催者は</u>大会要項に明記する等し、事前に大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>第3条（適用範囲）細則</p> <p>1 大会に参加する競技者は、本規則および定められた大会諸規則を遵守しなければならない。</p> <p>2 大会諸規則とは、大会要項、コース規格規定、航行規則、競技者規定、大会期間中に行われる代表者会議等の承認事項、その他大会において適用される各種規定をいう。</p>
<p>第4条（実施要件）</p> <p>1～2 （省略）</p> <p>3 大会の継続は可能であるが、気象条件が悪く、公平に漕ぐことができない場合、または、そうなる可能性が高いと予想される場合、競漕委員会は、次の各号に<u>示されている手法</u>の中から、<u>最も</u>適切な選択をする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>第4条（実施要件）第3項細則 （省略）</p>	<p>第6条（実施要件）</p> <p>1～2 （同左）</p> <p>3 大会の継続は可能であるが、気象条件が悪く、公平に漕ぐことができない場合、または、そうなる可能性が高いと予想される場合、競漕委員会は、次の各号の中から適切な選択をする。</p> <p>(1)～(6)（同左）</p> <p>第6条（実施要件）第3項細則 （同左）</p>

<p>第5条（大会種別等） <u>当協会の主催（共催）または主管の大会は、理事会において定め、毎年前年末までに、当年度の実施大会を公表するものとする。</u></p> <p>第5条（大会種別等）細則 大会は次の各号のとおりとする。 （1）主催および共催大会 ア～キ（省略） <u>ク 国民体育大会ボート競技</u></p> <p>（2）<u>J A R A</u>が共催する国際大会 （3）前各号の他、インドア・ローイング大会、オックスフォード盾等 <u>J A R A</u> 理事会で特に実施を定めた大会</p>	<p>第4条（大会種別等） <u>当協会は、理事会において毎年度の大会を定め、その前年末までに公表するものとする。</u></p> <p>第4条（大会種別等）細則 大会は次の各号のとおりとする。 （1）主催および共催大会 ア～キ（同左） <u>ク 全国高等学校選抜ボート大会</u> <u>ケ 国民体育大会ボート競技</u></p> <p>（2）<u>当協会</u>が共催する国際大会 （3）前各号の他、インドア・ローイング大会、オックスフォード盾等、<u>当協会</u>理事会で特に実施を定めた大会</p>
<p>第6条（役員等） 1 当協会の主催（<u>共催を含む。</u>）または主管の大会（<u>以下、まとめて「大会」という。</u>）の役員は、当協会の会長が委嘱する。 2 大会の役員は、競技、審判、施設・水路、<u>記録</u>、安全・環境、医科学、広報、パラローイングその他、大会実施に必要な資質・資格を有する<u>役員</u>をもって構成する。 3 （省略） 4 競漕委員会は、当協会理事長を委員長とし（理事長に差支えがあるときは、理事長の指名する者）、委員長の指名する2名の委員との合計3名で構成する。 5 （省略） 6 各役員等の役割・権限の分配等は、次のとおりとする。 （1）～（7）（省略） （8）<u>クラシファイヤー（クラス分け資格者）</u>は、パラローイング種目<u>での障がいクラス分け</u>を担当する。 <u>（新規）</u></p> <p>第6条（役員等）第6項第2号細則 1（省略） 2 審判のレースに関する指揮、判断、決裁などの詳細は、「審判員の号令・動作」に定める。</p>	<p>第5条（役員等） 1 当協会の主催または主管の大会の役員は、当協会の会長が委嘱する。 2 大会の役員は、競技、<u>記録</u>、審判、施設・水路、安全・環境、医科学、広報、パラローイング、<u>コースタルローイング、アンチ・ドーピング</u>その他、大会実施に必要な資質・資格を有する<u>者</u>をもって構成する。 3（同左） 4 競漕委員会は、当協会理事長を委員長とし（理事長に差支えがあるときは、理事長の指名する者）、委員長の指名する2名<u>以上</u>の委員との合計3名<u>以上</u>で構成する。 5（同左） 6 各役員の役割・権限の分配等は、次のとおりとする。 （1）～（7）（同左） （8）<u>パラローイング</u>は、パラローイング種目<u>実施のための環境整備</u>を担当する。 <u>（9）コースタルローイングは、コースタルローイング大会およびビーチスプリント大会の運営を指揮する。</u> <u>（10）アンチ・ドーピングは、JADA と協力し、大会におけるドーピング検査を遂行する。</u></p> <p>第5条（役員等）第6項第2号細則 1（同左） 2 審判のレースに関する指揮、判断、決裁などの詳細は、<u>本規則本細則に記載されているもの以外</u>は、「審判員の号令・動作」に定める。</p>

<p>第7条（結果報告等）第1項細則 代表者会議には、所属団体の代表者が必ず出席しなければならない。また大会は<u>会議内容が必ずルール</u>に出席した代表者から必ず周知されていることを前提に運営される。</p>	<p>第7条（結果報告等）第1項細則 代表者会議には、所属団体の代表者が必ず出席しなければならない。また大会は、出席した代表者から<u>ルールに会議内容</u>が必ず周知されていることを前提に運営される。</p>
<p>第8条（コースの設営等） 1（省略） 2 コースおよび設備の詳細は、規格規程において定める。 3（省略）</p> <p>第8条（コースの設営等）細則 1（省略） 2 コースには航行規則が設けられ、<u>プログラム及び大会要項</u>に示されなければならない。 3 航行規則に違反したルールは、<u>第20条に定めるいずれかの罰則</u>が与えられる。</p>	<p>第8条（コースの設営等） 1（同左） 2 コースおよび設備の詳細は、<u>コース規格規程</u>において定める。 3（同左）</p> <p>第8条（コースの設営等）細則 1（同左） 2 コースには航行規則が設けられ、<u>大会要項およびプログラム</u>に示されなければならない。 3 航行規則に違反したルールには、<u>指導またはイエローカード</u>が与えられる<u>ことがある</u>。</p>
<p>第9条（艇の規格等） 1 大会で使用される艇は、本規則の制限を満たさなければならない。<u>ただし、当協会主催もしくは主管の大会で、配艇方式を採用している場合には、当協会の規格規定を満たし、かつ当協会への登録を完了した艇を配艇するものとする。なお、パラローイング艇については、FISAの定める規格を満たさなければならない。</u> 2（省略）</p>	<p>第9条（艇の規格等） 1 大会で使用される艇は、本規則の制限を満たさなければならない。 2（同左） <u>3 配艇方式を採用している大会では、当協会の規格規定を満たし、かつ当協会への登録を完了した艇を配艇するものとする。</u> <u>4 パラローイング艇については、FISAの定める規格を満たさなければならない。</u></p>
<p>第10条（安全用具） 1 すべての<u>レース艇</u>は、艇首に直径4cm以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（パウボール Bow Ball）を取り付けなければならない。 2 <u>漕手の足を保持するストレッチャー、シューズまたは他の様式の用具はすべて、緊急時に漕手が艇から速やかに離脱できる形式（片手の一動作で足をシューズ・ストレッチャーから外せるのが理想）でなければならない。</u> 3（省略）</p> <p>第10条（安全用具）第2項細則 <u>ヒールロープを使用する場合は、安全に離脱するためにかかとが水平以上にならないようにシューズを固定しなければならない。</u> <u>（新規）</u></p>	<p>第10条（安全用具） 1 すべての艇は、艇首に直径4cm以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（パウボール Bow Ball）を取り付けなければならない。 2 <u>すべての艇のフットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにポートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式でなければならない。</u> 3（同左）</p> <p>第10条（安全用具）第2項細則 <u>第10条第2項の「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。</u> <u>（1）足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるように、フットストレッチャーのかかとが水平位置より上に上がらないよう、フットストレッチャーをヒールロープにより両足それぞれ独立し</u></p>

	<p>て固定しなければならない。さらに、漕手がフットストレッチャーから足を外す際に、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造でなければならない。</p> <p><u>(2) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造または手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」ですぐに両足が解放できる構造であること。</u></p>
<p>第11条（艇最小重量等）</p> <p>1 大会で行われるレース種目、記号および<u>レース</u>艇の最小重量は、競漕細則において定める。</p> <p>2 艇が最小重量を満たしているかどうかは、その艇を用いるクルーの責任とする。なお、この最小重量を満たしているかどうかをチェックするため、レース終了後に、抽出された艇の計量を実施することがある。艇の計量の手順については、競漕細則に規定する。</p> <p>3（省略）</p> <p>第11条（艇最小重量等）細則</p> <p>1 大会で行われるレース種目、記号および<u>レース</u>艇の最小重量は下表のとおりとする。</p> <p>【表中】「種目」</p> <p>舵手無ペア 舵手付きペア 舵手無クオドルブル 舵手無フォア 舵手付きフォア 舵手付きクオドルブル</p> <p>2 <u>規定</u>の重量を満たさない艇は<u>大会</u>に出漕できない。ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処置をしたときは、<u>大会</u>に出漕<u>することができる</u>。なお、おもりについては重量が変化しない<u>もの</u>とする。</p> <p><u>3</u> 艇<u>重量</u>の計量は、レース終了後、全艇もしくは審判長が抽出した艇を対象とし、定められた場所に設置された計量器により行われる。手順の詳細は「審判員の号令・動作」に定める。</p> <p><u>4</u> 艇の重量に含まれる<u>もの</u>は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3)（省略）</p> <p>5（省略）</p> <p><u>6</u> 艇計量に使用する計量器の数値は 0.1 キログラム単位で表示され、結果は、直ちに判明する仕様とする。なお、小数点第 2 位が表示される計量器の場合は、第 2 位を切り上げる。</p>	<p>第11条（艇最小重量等）</p> <p>1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は、競漕細則において定める。</p> <p>2 艇が最小重量を満たしているかどうかは、その艇を用いるクルーの責任とする。なお、この最小重量を満たしているかどうかをチェックするため、レース終了後に、抽出された艇の計量を実施することがある。艇計量の手順については、競漕細則に規定する。</p> <p>3（同左）</p> <p>第11条（艇最小重量等）細則</p> <p>1 大会で行われるレース種目、記号および艇の最小重量は下表のとおりとする。</p> <p>【表中】「種目」</p> <p>舵手<u>なし</u>ペア 舵手<u>つき</u>ペア 舵手<u>なし</u>クオドルブル 舵手<u>なし</u>フォア 舵手<u>つき</u>フォア 舵手<u>つき</u>クオドルブル</p> <p>2 <u>最小</u>重量を満たさない艇は<u>レース</u>に出漕できない。ただし、おもりを積載固定し、艇の<u>最小</u>重量を満たす処置をしたときは、<u>レース</u>に出漕できる。なお、<u>艇に積載する</u>おもりについては、<u>レース中にその重量</u>が変化しない<u>材質の固体</u>とする。</p> <p><u>6</u> 艇計量は、レース終了後、全艇もしくは審判長が抽出した艇を対象とし、定められた場所に設置された計量器により行われる。手順の詳細は「審判員の号令・動作」に定める。</p> <p><u>3</u> 艇の重量に含まれる<u>物</u>は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3)（同左）</p> <p>5（同左）</p> <p><u>7</u> 艇計量に使用する計量器の数値は 0.1 キログラム単位で表示され、結果は、直ちに判明する仕様とする。なお、小数点第 2 位が表示される計量器の場合は、第 2 位を切り上げる。</p>

<p>7 <u>上記</u>艇の重量に含まれる<u>もの</u>以外は、計量時に取り除かねばならない。ただし、艇の表面に自然に付着している水は除かなくて良い。</p> <p>計量対象外の例：艇内残留水、工具およびボルト等部品類（積載固定されていないもの）、布類、スポンジ、時計、ペットボトル等</p> <p>8 （省略）</p> <p>9 艇の計量を指示されたクルーが艇重量に変化を及ぼす行為をした場合、計量を拒否した場合、または大会において個別に設定されている禁止事項を行った場合は失格となる。</p>	<p>4 <u>前項</u>の艇の重量に含まれる<u>物</u>以外は、計量時に取り除かねばならない。ただし、艇の表面に自然に付着している水は除かなくて良い。</p> <p>計量対象外の例：艇内残留水、工具およびボルト等部品類（積載固定されていないもの）、布類、スポンジ、時計、ペットボトル等</p> <p>8 （同左）</p> <p>9 艇計量を指示されたクルーが艇重量に変化を及ぼす行為をした場合、計量を拒否した場合、または大会において個別に設定されている禁止事項を行った場合は失格となる。</p>
<p>第13条（申込資格等）</p> <p>出漕申込（エントリー）は、その所属する加盟協会長の承認を要し、出漕者は、申込時点において、当該加盟協会に原則として2か月以上在籍していなければならない。</p>	<p>第13条（申込資格等）</p> <p>出漕申込（<u>以下「エントリー」という。</u>）は、その所属する加盟協会長の承認を要し、出漕者は、申込時点において、当該加盟協会に原則として2か月以上在籍していなければならない。</p>
<p>第14条（出漕申込等）</p> <p>1 <u>出漕申込（エントリー）</u>は、大会要項に従い、下記事項を記入した当協会所定の様式・方法で提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>2（省略）</p>	<p>第14条（出漕申込等）</p> <p>1 エントリーは、大会要項に従い、下記事項を記入した当協会所定の様式・方法で提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>2（同左）</p>
<p>第15条（レース組合わせの決定と通知）</p> <p>1 予選のレース組合わせは、以下のいずれかの方法で決定し、<u>決定した予選の競漕</u>組合わせは直ちに、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに告知される。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 <u>出漕申込（エントリー）</u>後、予選の組合わせ<u>決定直前</u>までに棄権届が提出された場合は、当該クルーを含めずにエントリー数を確定して組合わせを決定する。予選の組合わせ決定以後に棄権届が提出された場合、原則として、既に決定した組合わせは変更しない。</p>	<p>第15条（レース組合わせの決定と告知）</p> <p>1 予選のレース組合わせは、以下のいずれかの方法で決定し、<u>その</u>組合わせは直ちに、出漕を申し込んだ団体と加盟協会あてに告知される。</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>3 エントリー後、予選の組合わせ<u>抽選開始の1時間前</u>までに棄権届が提出された場合は、当該クルーを含めずにエントリー数を確定して組合わせを決定する。予選の組合わせ決定以後に棄権届が提出された場合、原則として、既に決定した組合わせは変更しない。</p>
<p>第16条（不実申告等）</p> <p>1 出漕者の氏名、資格等に関し、故意または重大な過失による不実の申告があったときには、競漕委員会は、当該クルーを失格とし、この違反が組織的かつ悪質なものであるときには、その所属団体に属する全クルーを失格（排除）とすることができる。</p> <p>2（省略）</p>	<p>第17条（不実申告等）</p> <p>1 出漕者の氏名、資格等に関し、故意または重大な過失による不実申告があったときには、競漕委員会は、当該クルーを失格とし、この違反が組織的かつ悪質なものであるときには、その所属団体に属する全クルーを失格（排除）とすることができる。</p> <p>2（同左）</p>
<p>第17条（レース間隔）</p> <p>各レースは、<u>同一種目の次のラウンドが始まる2時間以上前に終了</u>していなければならない。</p>	<p>第16条（レース間隔）</p> <p>各レースの発艇（スタート）定刻は、<u>同一種目の直前のラウンドの最終レースのスタートから2時間以上経過</u>していなければならない。</p>
<p>第18条（異議申立）</p> <p>1 出漕者の資格や行為等に関して異議のある者は、競漕委員会に対して異議申立をすることができ</p>	<p>第18条（異議申立）</p> <p>1 出漕者の資格や行為等に関して異議のある者は、その競漕委員会に対して<u>文書による</u>異議申立を</p>

<p>る。競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査してすみやかに出漕の可否を決定し、発表しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>することができる。競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査してすみやかに出漕の可否を決定し、発表しなければならない。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第20条 (罰則等)</p> <p>違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 警告</p> <p>① 注意</p> <p>レース中に、艇あるいはオールの一部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他艇に接触するおそれ、あるいは他艇の進路を妨害するおそれがあるクルーに対して、主審が当該クルーに口頭と白旗によって与えるもの。</p> <p><u>注意は、イエローカードの前段階の警告であって、同一レースで度重なる注意を受けたクルー、注意に従おうとしないクルーに対して、主審はイエローカードを与えることができる。</u></p> <p>②～③ (省略)</p> <p>(3) 罰則・不利益処分</p> <p>① 最下位付置</p> <p>次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。</p> <p>ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて<u>規定</u>重量に満たなかった場合。</p> <p>イ 決勝レースもしくは順位決定レースを<u>放棄・棄権</u>した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合。</p> <p>② 除外</p> <p>レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。ただし、大会によっては、競漕委員会の判断で、予選に限って、レッドカードを受けたクルーを最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認めることがある。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ <u>チーム</u>の失格 (排除)</p> <p>故意または重大な過失、もしくは組織的な艇計量の違反、無届での選手入替え、あるいは審判や大会役員、競技スタッフ、他の競技者等に対する暴言、暴行、威迫その他の重大なルール違反をした際に、当該クルーだけでなく、同一<u>チーム</u>・所属団体内から出漕しているすべてのクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする、競漕委員会の行う処</p>	<p>第20条 (罰則等)</p> <p>違反・不正行為等をしたクルー等になされる指導・罰則や不利益処分の内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 警告</p> <p>① 注意</p> <p>レース中に、艇あるいはオールの一部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他艇に接触するおそれ、あるいは他艇の進路を妨害するおそれがあるクルーに対して、主審が当該クルーに口頭と白旗によって与えるもの。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②～③ (同左)</p> <p>(2) 罰則・不利益処分</p> <p>① 最下位付置</p> <p>次の場合に、クルーが当該出漕レースの最下位に付される処分。</p> <p>ア 艇計量の結果、その大会で当該クルーが初めて<u>最小</u>重量に満たなかった場合。</p> <p>イ 決勝レースもしくは順位決定レースを棄権・<u>放棄</u>した場合、あるいは決勝レースもしくは順位決定レースでスタートしなかったり、途中で漕ぎやめてフィニッシュラインに到達しなかった場合。</p> <p>② 除外</p> <p>レッドカードを受けたクルーは、それ以降、当該大会における当該種目のすべてのラウンドに出漕できない。ただし、大会によっては、競漕委員会の判断で、予選に限って、レッドカードを受けたクルー <u>(棄権・放棄を除く。)</u> を最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認めることがある。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ <u>所属団体</u>の失格 (排除)</p> <p>故意または重大な過失、もしくは組織的な艇計量の違反、無届での選手入替え、あるいは審判や大会役員、競技スタッフ、他の競技者等に対する暴言、暴行、威迫その他の重大なルール違反をした際に、当該クルーだけでなく、同一所属団体内から出漕しているすべてのクルーの当該大会に関する出漕資格を失わせ、当該大会中の全種目に出漕できないとする、競漕委員会の行う処分。</p>

<p>分。</p> <p>第20条（罰則等）細則 1～4（省略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第20条（罰則等）細則 1～4（同左）</p> <p><u>5 BUWによる複数の最下位付置のクルーの順位は、不足重量が少ないクルーが上位となる。</u></p> <p><u>6 BUW以外の理由による複数の最下位付置クルーは、同順位で繰り上がるものとする。</u></p>
<p>第21条（競技者資格の充足） 1～2（省略）</p> <p>3 パラローイング漕手については、FISA の定める障がい者クラス PR1、PR2、PR3 に該当する<u>アスリート</u>、および公的機関が身体障害者手帳または知的障がい者を対象とする療育手帳等の交付により障がい者として認定を受けた者とする。</p>	<p>第21条（競技者資格の充足） 1～2（同左）</p> <p>3 パラローイング漕手については、FISA の定める障がい者クラス PR1、PR2、PR3 に該当する<u>競技者</u>、および公的機関が身体障害者手帳または知的障がい者を対象とする療育手帳等の交付により障がい者として認定を受けた者とする。</p>
<p>第25条（舵手体重）第1項細則 1～6（省略）</p> <p>7 デッドウエイトを携行しないまま出漕した場合は、レッドカードが与えられ、除外となる。</p> <p>8 デッドウエイトは、当日の自らの最終レース終了後、速やかに舵手計量所へ返却しなければならない。</p>	<p>第25条（舵手体重）第1項細則 1～6（同左）</p> <p>7 デッドウエイトを携行しないまま出漕した場合は、レッドカードが与えられ、除外となる。</p> <p>8 デッドウエイトは、当日の自らの最終レース終了後、速やかに舵手計量所へ返却しなければならない。</p>
<p>第29条（棄権・放棄） 1 エントリー完了後予選の組み合わせ抽選までに棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、組み合わせ抽選会開始の1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。</p> <p>2～6（省略）</p>	<p>第29条（棄権・放棄） 1 エントリー完了後、予選の組み合わせ抽選までに棄権しようとするクルーは、所属団体責任者の署名のある棄権届によって、組み合わせ抽選会開始の1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。</p> <p>2～6（同左）</p>
<p>第30条（ユニフォーム等のクルー内統一） クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを着用しなければならない。</p> <p>第30条（ユニフォーム等のクルー内統一）細則 1～3（省略）</p> <p>4 本条に違反した<u>場合</u>、その是正に従わないクルーは除外（レッドカード）となることがある。</p>	<p>第30条（ユニフォーム等のクルー内統一） （同左）</p> <p>第30条（ユニフォーム等のクルー内統一）細則 1～3（同左）</p> <p>4 本条に違反し、その是正の<u>指示</u>に従わないクルーは、除外（レッドカード）となることがある。</p>
<p>第31条（ブレードの統一） 1 混成クルーを含め、出漕するクルー全員は、あらかじめ届け出た、クルー内で統一されたものと同じブレードカラー、デザイン、マークのオールを使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会が承認したときはこの限りではない。</p> <p>2 前項に違反した場合、そのクルーは除外（レッドカード）<u>される</u>。</p>	<p>第31条（ブレードの統一） 1（同左）</p> <p>2 前項に違反した場合、そのクルーは除外（レッドカード）<u>となることがある</u>。</p>
<p>第32条（艇、オール、ユニフォーム等の表示） 1 艇、オール、ユニフォーム等につける表示は、クルー内での表示は統一<u>されるものとする</u>。ただし、その所属団体に複数のクルーがある場合は、クルーごとに異なっても差し支えない。</p> <p>2～4（省略）</p>	<p>第32条（艇、オール、ユニフォーム等の表示） 1 艇、オール、ユニフォーム等につける表示は、クルー内での表示は統一<u>しなければならない</u>。ただし、その所属団体に複数のクルーがある場合は、クルーごとに異なっても差し支えない。</p> <p>2～4（同左）</p>

<p>第32条（艇、オール、ユニフォーム等の表示）細則 都道府県名やクルー名およびスポンサーなどの表示が大会要項で定められている場合は、その要件に基づき必要な表示をしなければならぬ。またスポンサー表示等は、決められた場所に決められたサイズ以内で表示されなければならない。</p>	<p>第32条（艇、オール、ユニフォーム等の表示）細則 都道府県名やクルー名およびスポンサーなどの表示が大会要項で定められている場合は、その要件に基づき必要な表示をしなければならぬ。またスポンサー表示等は、決められた場所に決められたサイズ以内で表示しなければならぬ。</p>
<p>第34条（クルーの監視） レースに出漕するクルーは、次の各号の監視を受けなければならない。 (1) ～(3)（省略） (4) デッドウエイトの携行を命じられた舵手については、乗降時の携行状況等 (5)（省略）</p>	<p>第34条（クルーの監視） レースに出漕するクルーは、次の各号の監視を受けなければならない。 (1) ～(3)（同左） (4) デッドウエイトの携行を命じられた舵手については、乗降時の携行状況等 (5)（同左）</p>
<p>第35条（トラフィックルール他） 1（省略） 2 レース中、スタートエリアにいる回漕クルーは、競漕水域の外側でレース艇が通過するまで停止しなければならず、これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。なお、競漕水域の範囲は競漕委員会が大会の都度定める。 3～4（省略） 5 大会期間中（トレーニングとレースの正式な時間）、審判長の承認を得ない限り、レガッタコースまたはトレーニングエリアではレースに参加する艇以外のいかなる舟艇の航行も許されない。許可された舟艇（審判艇、救助艇、テレビ艇、作業艇等）の位置と移動は、審判長に承認された範囲内に限るものとする。 6 競漕委員会は、大会期間中に審判長に許可されていない競技者、クルーおよび艇が水上に出ないように制限しなければならない。</p> <p>第35条（トラフィックルール他）細則 大会により、レース中、回漕クルーが競漕水域の外側で、レースの100メートル手前からレース艇が通過するまでの停止を指示されることがある。この場合、大会要項もしくは代表者会議により周知され、これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。</p>	<p>第35条（トラフィックルール他） 1（同左） 2 レース中、スタートエリアにいる回漕クルーは、競漕水域の外側でレース艇が通過するまで停止しなければならず、これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。なお、競漕水域の範囲は競漕委員会が大会ごとに定める。 3～4（同左） 5 大会期間中（トレーニングとレースの正式な時間）、審判長の承認を得ない限り、コースの水上部分ではレースに参加する艇以外のいかなる舟艇の航行も許されない。許可された舟艇（審判艇、救助艇、テレビ艇、作業艇等）の位置と移動は、審判長に承認された範囲内に限るものとする。 6 競漕委員会は、大会期間中に審判長に許可されていない競技者、クルーおよび艇がコースの水上部分に出ないように制限しなければならない。</p> <p>第35条（トラフィックルール他）細則 大会により、レース中、回漕クルーが競漕水域の外側で、レースの100メートル手前からレース艇が通過するまでの停止を指示されることがある。この場合、競漕委員会から大会要項および代表者会議により周知され、これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。</p>
<p>第36条（使用レーンの指示〔呼び込み〕） 1 次のレースに出漕する待機クルーは、前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って、発艇員によってスタートエリアの安全が確認された後、発艇員から呼び込みを受け、使用レーンおよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。 2 前項の呼び込みにおいては、競漕委員会もしくは審判長の判断に基づき、使用するレーンの不具合等により、パウンダーと異なるレーンが割り当てられることがある 3 各クルーは、発艇員が許可するより前に、競漕レーンに入ってはならない。</p>	<p>第36条（呼び込み） 1 次のレースに出漕する待機クルーは、前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って、発艇員によってスタートエリアの安全が確認された後、発艇員からクルー名が呼ばれ、使用レーンの割当ておよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。 2 前項の呼び込みにおいては、競漕委員会もしくは審判長の判断に基づき、使用レーンの不具合等により、パウンダーと異なるレーンが割り当てられることがある 3 各クルーは、発艇員が進入を許可するより前に、競漕レーンに入ってはならない。</p>

<p>4 発艇員から使用レーンを指示されたクルーは、周辺の安全を確認し、<u>すみやかに</u>割り当てられたレーンに入らなければならない、そのレーン以外で練習することはできない。</p>	<p>4 発艇員から使用レーンを指示されたクルーは、周辺の安全を確認し、割り当てられたレーンに<u>すみやか</u>に入らなければならない、そのレーン以外で練習することはできない。</p>
<p>第44条（レース中のクルーの責任）</p> <p>1（省略）</p> <p>2 同じ団体の複数のクルーが同じレーンに出漕し、その内の1艇が<u>共謀もしくは</u>故意により他艇に接触または妨害した場合、当該レーンに参加していたこの複数のクルー全部にレッドカードが与えられて除外となり、さらに悪質と判断される場合は、これらのクルーは失格となってその大会の競漕資格を失うことがある。</p>	<p>第44条（レース中のクルーの責任）</p> <p>1（省略）</p> <p>2 同じ団体の複数のクルーが同じレーンに出漕し、その内の1艇が故意により他艇に接触または妨害した場合、当該レーンに参加していたこの複数のクルー全部にレッドカードが与えられて除外となり、さらに悪質と判断される場合は、これらのクルーは失格となってその大会の競漕資格を失うことがある。</p>
<p>第46条（主審のクルーへの指示：<u>警告</u>）</p> <p>1 原則として、主審からクルーに対し、進路または操舵に関する指示は与えられない。ただし、次の各号の場合、主審から白旗で警告が与えられ回避すべき方向が示される。</p> <p>(1) 自己のレーンを外れて他艇を妨害する危険がある場合</p> <p>(2) 自己のレーンを外れて、<u>他艇または航行を妨げる物</u>その他と接触・衝突を起こす危険がある場合</p> <p>(3) 自己を有利にしている場合</p> <p>2～3（省略）</p> <p><u>4 同一レースで注意を繰り返し受ける場合、注意に従おうとしない場合、当該クルーはイエローカードを受け</u>ることがある。</p>	<p>第47条（主審のクルーへの指示）</p> <p>1 原則として、主審からクルーに対し、進路または操舵に関する指示は与えられない。ただし、次の各号の場合、主審から白旗で警告が与えられ回避すべき方向が示される。</p> <p>(1) 自己のレーンを外れて他艇を妨害する危険がある場合</p> <p>(2) 自己のレーンを外れて他艇または航行を妨げる物その他と接触・衝突を起こす危険がある場合</p> <p>(3) <u>自己のレーンを外れて</u>自己を有利にしている場合</p> <p>2～3（同左）</p> <p><u>（削除）</u></p>
<p>第47条（レースの中止等）</p> <p>1 レースに参加したクルーが、接触、妨害あるいは自己を有利にした場合、その責任の帰属は主審により決定され、次の各号のいずれかの措置が採られる。</p> <p>(1) レースの結果に影響を及ぼさない場合は、不問とする。<u>ただし、責任のあるクルーにはイエローカードが与えられることがある。</u></p> <p>(2)～(3)（省略）</p> <p>2～4（省略）</p>	<p>第49条（レースの中止等）</p> <p>1 レースに参加したクルーが、接触、妨害あるいは自己を有利にした場合、その責任の帰属は主審により決定され、次の各号のいずれかの措置が採られる。</p> <p>(1) レースの結果に影響を及ぼさない場合は、不問とする。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p> <p>2～4（同左）</p>
<p>第47条（レースの中止等）第1項第3号細則（省略）</p>	<p>第49条（レースの中止等）第1項第3号細則（同左）</p>
<p>第48条（特定クルーに対する停止等）</p> <p>1 主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の航行を妨げる物その他に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せずに、<u>レース中</u>の特定の艇のみを停止させることができる。</p> <p>2（省略）</p>	<p>第48条（特定クルーに対する停止等）</p> <p>1 <u>レース中</u>、主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の航行を妨げる物その他に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せずに、<u>その</u>特定の艇のみを停止させることができる。</p> <p>2（同左）</p>
<p>第49条（不利益の救済等）（省略）</p>	<p>第46条（不利益の救済等）（同左）</p>

<p>第53条（ゾーン審判法）</p> <p>1 理事会もしくはその委嘱を受けた機関は、<u>当協会主催または主管</u>の大会で、主審艇の追航・回航によって生じる引き波の以降のレースへの影響を排除する必要があり、かつコース環境や審判の増員の手当等によってその円滑な実施が可能であると判断した場合、レースの主審を、複数の静止した、あるいはレースすべてを追航しない主審艇で分担して行う方法（ゾーン審判法）の採択を決定できる。</p> <p>2～3（省略）</p>	<p>第53条（ゾーン審判法）</p> <p>1 理事会もしくはその委嘱を受けた機関は、大会で、主審艇の追航・回航によって生じる引き波の以降のレースへの影響を排除する必要があり、かつコース環境や審判の増員の手当等によってその円滑な実施が可能であると判断した場合、<u>第45条の規定にかかわらず</u>、レースの主審を、複数の静止した、あるいはレースすべてを追航しない主審艇で分担して行う方法（ゾーン審判法）の採択を決定できる。</p> <p>2～3（同左）</p>
<p>第57条（参加・欠員）細則</p> <p>1（省略）</p> <p>2 レース中に落水し、<u>決勝線</u>に到達できなかった場合、または他者の支援を受け、もしくは岸等を利用して乗艇した場合は、DNFと記録される。</p> <p>3～4（省略）</p>	<p>第57条（参加・欠員）細則</p> <p>1（同左）</p> <p>2 レース中に落水し、<u>フィニッシュライン</u>に到達できなかった場合、または他者の支援を受け、もしくは岸等を利用して乗艇した場合は、DNFと記録される。</p> <p>3～4（同左）</p>
<p>第59条（レース未漕了）</p> <p><u>次のクルーは</u>レースを漕了していないので<u>レッドカード（除外）</u>となり、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、最下位となる。</p> <p>(1) 棄権、放棄、発艇（スタート）定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー：「DNS」<u>（スタートしなかった）</u>と記録する。</p> <p>(2) スターターの発艇（スタート）号令にかかわらずスタートしなかったクルー：「DNS」<u>（スタートしなかった）</u>と記録する。</p> <p>(3) 主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインに到達しなかったクルー：「DNF」<u>（フィニッシュしなかった）</u>と記録する。</p>	<p>第59条（レース未漕了）</p> <p>レースを漕了していない<u>次のクルーは</u>、以降の当該種目の全ラウンドに出漕できない。ただし、決勝、順位決定戦では、最下位となる。</p> <p>(1) 棄権、放棄、発艇（スタート）定刻に遅れたためにレースに参加できなかったクルー：「DNS」と記録する。</p> <p>(2) スターターの発艇（スタート）号令にかかわらずスタートしなかったクルー：「DNS」と記録する。</p> <p>(3) 主審の宣告を待たずにレースを中止し、フィニッシュラインに到達しなかったクルー：「DNF」と記録する。</p>
<p>第61条（クルー関係者の禁止事項）</p> <p>1 クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) レース中、その手段・方法を問わず、艇外からクルーに助言や指示を与えること</p> <p>2（省略）</p>	<p>第61条（クルー関係者の禁止事項）</p> <p>1 クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) レース中、その手段・方法を問わず、<u>電気式・電子式等の装置を使用して</u>、艇外からクルーに助言や指示を与えること</p> <p>2（同左）</p>
<p>第61条（クルー関係者の禁止事項）第1項第4号細則</p> <p>1（省略）</p> <p>2 伴走や応援についての大会ごとの制限については大会要項および代表者会議で周知される。</p>	<p>第61条（クルー関係者の禁止事項）第1項第4号細則</p> <p>1（同左）</p> <p>2 伴走や応援についての大会ごとの制限については、<u>競漕委員会から</u>大会要項および代表者会議で周知される。</p>
<p>第64条（電子的通信装置許可データ）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>第64条（電子的通信装置<u>および</u>許可データ）</p> <p><u>1 レース中（航行ルールが適用されている全時間帯）、電氣的または電子的な手段による、クルーと艇</u></p>

<p>1 レース中（<u>航行ルールが適用されている全時間帯</u>）のクルーに<u>提供</u>が許されるデータは、以下の情報のみとする。</p> <p>(1) タイム</p> <p>(2) ストローク・レート</p> <p>(3) 艇速/加速度、<u>距離</u></p> <p>(4) 心拍数</p> <p>2 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持込みは許可される。さらに、「許可データ」を加工した情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。</p> <p>3 クルーもしくはその関係者は、前 2 項で許可されたもの以外データや情報を、レース中に計測、記録、保存、<u>送受信</u>してはならない。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>の外部とのいかなる方向の交信およびデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置（GPS 等）を取り付けることができる。</u></p> <p>2 レース中のクルーに<u>艇内での計測・記録・保存</u>が許されるデータは、以下の情報のみとする。</p> <p>(1) タイム</p> <p>(2) ストローク・レート</p> <p>(3) 艇速/加速度</p> <p>(4) 心拍数</p> <p>3 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。</p> <p>4 クルーは、前 2 項で許可されたもの以外のデータや情報を、レース中に計測、記録、保存してはならない。</p> <p><u>5 本条に違反したクルーは失格になることがある。</u></p>
<p>第70条（ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 ポート競技およびこれに関連する各種ローイングにおいて、ドーピング規定等に違反した者は、その違反の程度および悪質具合等に応じ、罰則（すべてのローイング関係競技からの追放を含む。）が科されることがある。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>第70条（ドーピングおよびアンチ・ドーピング関係）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 <u>すべての</u>ポート競技において、ドーピング規定等に違反した者は、その違反の程度および悪質度等に応じ、罰則（すべての<u>ポート</u>競技からの追放を含む。）が科されることがある。</p> <p>3 （同左）</p>
<p>第71条（表彰関係）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 選手は当協会による事前の審査と了承があれば、スポンサーシップ契約を締結することもできる。ただし、それらの契約は定款、<u>競漕規則</u>、各種細則および大会要項その他の関係規定に合致したものでなければならない。</p> <p>3 （省略）</p>	<p>第71条（表彰関係）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 選手は当協会による事前の審査と了承があれば、スポンサーシップ契約を締結することもできる。ただし、それらの契約は定款、<u>本規則</u>、各種細則および大会要項その他の関係規定に合致したものでなければならない。</p> <p>3 （同左）</p>
<p>第73条（コンプライアンスの重視）</p> <p>すべてのポート関係者（<u>アスリート</u>、指導者、大会役員、競技スタッフ、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則および関連規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的・主体的に守らなければならない。</p>	<p>第73条（コンプライアンスの重視）</p> <p>すべてのポート関係者（<u>競技者</u>、指導者、大会役員、競技スタッフ、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則および関連規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的・主体的に守らなければならない。</p>

<p>第74条（異議申立）第2項細則</p> <p>主審は漕了後の異議<u>申し立て</u>に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を却下する場合、白旗を揚げる。</p> <p>(2) 異議を審議する場合は赤旗を揚げ、着順表作成を保留し、その後<u>裁定</u>を下す。</p>	<p>第74条（異議申立）第2項細則</p> <p>主審は漕了後の異議<u>申立</u>に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を却下する場合、白旗を揚げる。</p> <p>(2) 異議を審議する場合は赤旗を揚げ、着順表作成を保留し、その後<u>決定</u>を下す。</p>
<p>第75条（不服申立）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる。</p>	<p>第75条（不服申立）</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 不服を棄却（不服に理由のない場合）もしくは却下（不服申立の要件を欠く場合）する<u>不服審査委員会</u>の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる。</p>

